

議案第 29 号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 29 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

所得割額算定の税率等を改めるため、提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「4.65」を「5.00」に改める。

第4条中「2万2,800円」を「2万6,300円」に改める。

第4条の2中「1.35」を「1.79」に改める。

第4条の3中「7,200円」を「9,300円」に改める。

第5条中「1.25」を「1.58」に改める。

第6条中「9,300円」を「1万900円」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「1万5,960円」を「1万8,410円」に改め、同号イ中「5,040円」を「6,510円」に改め、同号ウ中「6,510円」を「7,630円」に改め、同条第2号ア中「11,400円」を「1万3,150円」に改め、同号イ中「3,600円」を「4,650円」に改め、同号ウ中「4,650円」を「5,450円」に改め、同条第3号ア中「4,560円」を「5,260円」に改め、同号イ中「1,440円」を「1,860円」に改め、同号ウ中「1,860円」を「2,180円」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は，平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成27年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。